

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

### 第32準備書面

(被告ら第15準備書面に対する反論)

2019（令和元）年8月20日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

## 目次

第1	被告らの主張の要旨.....	4
第2	上記①被爆者援護法の諸施策を受け得る「被爆者」の地位は、「被爆者」に固有のものであるという主張について.....	5
第3	上記②2017年（平成29年）最高裁判決の射程に関する主張について	6
1	2017年（平成29年）最高裁判決の射程は、被爆者健康手帳の交付申請しかしていない場合にも当然及ぶ.....	6
2	2017年（平成29年）最高裁判決と本件処理基準の発出.....	7
(1)	本件処理基準の発出及び内容.....	7
(2)	本件処理基準発出の経緯（甲A105－毎日新聞記事）.....	8
(3)	本件処理基準は、2017年（平成29年）最高裁判決を踏まえており、同最高裁判決は被爆者健康手帳交付申請日に遡って被爆者健康手帳交付の効力が発生することを前提としていること.....	9
(4)	健康管理手当支給認定の申請をせずに、被爆者健康手帳の交付申請のみして死亡した原告らについても、当然承継が認められる.....	10
3	小括.....	11
第4	上記③被爆者健康手帳交付の効力は交付を受けた日に発生するとの主張について.....	12
1	被爆者健康手帳交付の効力が申請日に遡って発生する実務の取扱いは、被爆者援護法の構造・理念に適合的であること.....	12
2	被爆者健康手帳交付の効力が申請日に遡って発生する実務の取扱いは、2017年（平成27年）最高裁判決のみならず、40年以上前の国会審議において厚生省が当然のものとして是認していたこと.....	13
3	被告ら（特に厚生労働大臣）の主張は論理破綻ないし矛盾である.....	14

4	被告らが被爆者援護法等の規定に依拠して主張する点について.....	15
(1)	被告らの主張.....	15
(2)	上記アについて.....	15
(3)	上記イについて.....	16
5	小括.....	17
第5	上記④葬祭料に関する広島地裁2008年（平成20年）判決に対する主張 について.....	17
1	広島地裁2008年（平成20年）判決は，2017年（平成29年）最高 判決と同旨であり，被爆者健康手帳の交付申請後に死亡した「被爆者」の葬祭 を行った者に葬祭料が支給されるのは当然である.....	17
2	被爆者健康手帳の効力を申請時に遡及することが葬祭料の規定の趣旨にも合 致する.....	18
3	広島高裁平成20年判決は事案との関係で傍論に過ぎず，本件とは事案を異 にするものである.....	19
第6	上記⑤第一種健康診断受診者証に関する主張について.....	20
第7	結語.....	21

本書面は、被告らの2019年（令和元年）5月17日付け第15準備書面に対して、必要な範囲で反論をするものである。

## 第1 被告らの主張の要旨

被告らは、上記書面において、一般論として、被爆者健康手帳交付申請却下処分及び第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の各取消しを求める法律上の利益について、その根拠となる被爆者援護法上、承継の可否について定めた明文の規定は存在しないから、本件訴訟承継の申立てが認められるか否かを検討するに当たっては、被爆者援護法の立法政策を探求して、同法が「被爆者」の地位やその地位を得る利益等を承継の対象としているか否か（一身専属的なものとしているか否か）を検討する必要があるとしつつ（6～7頁）、①被爆者援護法による支給等の諸施策を受け得る「被爆者」の地位は、「被爆者」固有のものというべきであり、「被爆者」としての地位を得る利益も、「被爆者」固有の利益のもの、すなわち一身専属的な性質を有するものというべきであるから、これを相続人が承継する余地がないと主張する（7～8頁）。

また、原告らが2019年（平成31年）3月11日付け意見書（訴訟承継）で指摘した点について、被告らは、以下の②ないし⑤の反論をする。すなわち、

②2017年（平成29年）最高裁判決は、飽くまで被爆者健康手帳交付申請のみならず、健康管理手当認定申請をもしていた者が、上記各申請却下処分の取消しを求めて訴訟を提起した後に死亡した場合に、上記各訴訟の承継が認められ得る旨判示したにとどまるものであり、本件のように、被爆者健康手帳交付申請はしたものの、いまだ健康管理手当認定申請をしていなかった者が、却下処分の取消し等を求めて訴訟を提起し、訴訟係属中に死亡した場合については、2017年（平成29年）最高裁判決の射程は及ばない（9～11頁）、

③被爆者健康手帳交付の効力は正にその交付を受けた日に発生するものというべきであり、現在、被爆者健康手帳の交付は、申請日を交付日として取り扱われ

ているが、これは、法令上のものでも、通達上のものでもなく、飽くまで実務上のものにすぎず、本件通達（甲A92）は既に廃止された特別被爆者制度存在時の取扱いを定めたものにすぎない（12～15頁）。

④葬祭料は、「被爆者」が死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給することにより、「被爆者」の生前の精神的不安を和らげ、もってその福祉を図るもの（乙68）であり、「被爆者」の地位を取得しないまま死亡した後、その葬祭を行った者に対して葬祭料を支給しても、「被爆者」の地位を取得しないまま死亡した者の生前の精神的不安を和らげることはあり得ないから、その葬祭を行った者に対し、被爆者援護法32条の「被爆者」の意義を同法1条のそれと別異に解釈してまで葬祭料を支給する理由はなく、広島地裁2008年（平成20年）判決に依拠して被爆者健康手帳の効力を遡及させることはできない（15～16頁）。

⑤第一種健康診断受診者証を有する者が健康診断を受けることができる法的利益は、「被爆者」固有のものであり、一身専属的な利益であることは明らかであって、402号通達（乙44）も、第一種健康診断特例区域に在った者が、健康診断の結果、特定の障害にあると診断された場合に、被爆者健康手帳の交付を受けることができるという実務上の取扱いを定めたものにすぎない。第一種健康診断特例区域について規定する被爆者援護法附則17条は、飽くまでも同法7条所定の健康診断についてのみ、第一種健康診断特例区域に在った者を「被爆者」とみなすとしているものであって、かかる健康診断を受ける法的利益は第一種健康診断特例区域に在った者にのみ認められる一身専属の利益であるというべきである（8頁、16～17頁）。

などと主張する。

以下、上記①ないし⑤について、順に反論する。

## 第2 上記①被爆者援護法の諸施策を受け得る「被爆者」の地位は、「被爆者」に

## **固有のものであるという主張について**

この点、被爆者援護法による支給等の諸施策を受け得る「被爆者」の地位は、「被爆者」固有のものであるということは、確かに一般論としてはそのとおりである。

しかし、後述のとおり、当該「被爆者」が活着しているときに具体的に発生した権利は承継されるというのが2017年（平成29年）最高裁判決の考え方である。

すなわち、被爆者の認定は、まさに、当該被爆者が被爆した事実が存在したこと、すなわち、1945年（昭和20年）8月の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」、つまり被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認されたからこそ認められるものであって、当該被爆者は被爆者健康手帳が交付されたときに新たに被爆者となるわけではない。つまり、被爆者健康手帳の効力発生日が被爆者健康手帳の交付申請日に遡るのは、もともとあった被爆の事実が、少なくとも被爆者健康手帳の交付申請時に確認されることになるから、申請日を交付日として、被爆者健康手帳の効力が発生することになるのである。したがって、当該「被爆者」が、申請後死亡した場合であっても、申請時以降死亡時まで具体的に発生した権利は当然承継されるべきことになるのである。

以下、順に上記②ないし⑤に具体的に反論するが、ここでは、被爆者認定は、当該被爆者が1945年（昭和20年）8月に被爆した事実が存在したこと、つまり被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることを確認するものに過ぎないことを看過してはならないことを指摘しておく。

### **第3 上記②2017年（平成29年）最高裁判決の射程に関する主張について**

#### **1 2017年（平成29年）最高裁判決の射程は、被爆者健康手帳の交付申請**

## しかしていない場合にも当然及ぶ

原告らの前記意見書7～9頁で指摘したとおり、2017年（平成29年）最高裁判決の事案は、たまたま、被爆者健康手帳の交付申請者が健康管理手当も同時に申請していた事案であり、健康管理手当の申請をしている点を捉えて、健康管理手当の受給権の具体的権利性に着目して判断した（健康管理手当は定額の金銭が支給されるから、相続性があると判示しやすかった）に過ぎないのである。

そして、本件のように、被爆者健康手帳の交付申請しかしていない場合であっても、被爆者援護法1条各号の該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが認められる場合には、被爆者健康手帳の効力発生時期は、被爆者健康手帳交付申請日に遡ることとなる。そのため、申請者は、被爆者健康手帳の交付申請をしてから、実際に交付されるまでの一般疾病医療費の支給を受けることができるのである。そうであるとすれば、当該申請者が申請後に死亡した場合であっても、被爆者援護法1条各号の該当性が認められ被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが認められる場合には、生存していた間における一般疾病医療費の請求権が具体的な権利として発生する以上（被爆者援護法18条ないし20条）、これを相続人が行使しうることは当然のことというべきであり、また、死亡した被爆者の葬祭を執り行った者は、葬祭料の支給請求をなしうることになるのも当然のことというべきである（被爆者援護法32条）。

## 2 2017年（平成29年）最高裁判決と本件処理基準の発出

### (1) 本件処理基準の発出及び内容

ところで、厚生労働省健康局総務課長は、各都道府県・広島市・長崎市に対し、2019年（平成31年）3月29日付け健総発0329第1号通知「健康管理手当等の支給認定等の申請に係る事務取扱いについて」（甲A104）（以下「本件処理基準」という。）を発出した。

これは、「法第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付申請の際に、以下の手当等の認定等の申請を同時に受理して差し支えない」として、「法第27条第2項の健康管理手当の認定の申請」等の各種手当の申請を被爆者健康手帳交付申請と同時に進めてもよく、自治体はこれを受理しなければならないというものである。

## (2) 本件処理基準発出の経緯（甲A105－毎日新聞記事）

本件処理基準が発出される前は、自治体がいつ各種手当の申請を受け付けるかについて明確なルールがなかった（但し、医療特別手当の申請は、原爆症認定申請と同時に受け付けていた）。被告広島市や長崎市などは、「手帳の交付を受けていなければ手当は受給できない」との立場で、基本的には被爆者健康手帳の交付前に各種手当の申請を受け付けることはなかった。そのため、被爆者健康手帳の申請から交付までは審査で数ヶ月、訴訟になると数年はかかるころ、被爆者健康手帳申請時に健康障害があっても被爆者健康手帳交付までの期間分の手当は受給できなかった。

そうしたなか、長崎市の男性（訴訟提起後に死亡）が被爆者健康手帳の交付と健康管理手当の支給を求めた訴訟（いわゆる長崎被爆体験者訴訟）で、2017年（平成29年）12月最高裁判決は、被爆者健康手帳が交付されておらず、被爆者健康手帳交付申請がされているに留まる場合でも、被爆者健康手帳の交付申請とともに健康管理手当の申請が可能であり、この場合、各申請後に本人が死亡した場合でも、訴訟承継が認められるとの考え方を示した。さらに、2019年（平成31年）1月、90代の韓国人3人への被爆者健康手帳交付を長崎市に命じた長崎地裁判決が確定した際、長崎市は原告らが支援者らの助言を受けて健康管理手当を事前申請していた約1年前にさかのぼって、健康管理手当を支給することにした。

厚生労働省はこうした事例などを踏まえ、2019年（平成31年）3月29日付けで本件処理基準を各自治体に通知し、同年4月1日から本件処理基準



の適用が始まったのである。

- (3) 本件処理基準は、2017年（平成29年）最高裁判決を踏まえており、同最高裁判決は被爆者健康手帳交付申請日に遡って被爆者健康手帳交付の効力が発生することを前提としていること

上記(2)記載の本件処理基準発出の経緯から明らかなように、本件処理基準は、長崎被爆体験者訴訟における2017年（平成29年）最高裁判決等を踏まえている。

ところで、健康管理手当について規定する被爆者援護法27条は、1項で「都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病・・・にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。」と規定し、さらに同条2項は「前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。」と規定していることからすれば、都道府県知事による健康管理手当支給認定を受けるには、被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者（被爆者援護法1条柱書）であることが前提となっているようにも思われ、従前の各種手当の申請に関する実務の取扱いはこのような解釈を前提としていたと思われる。

しかし、2017年（平成29年）最高裁判決は、健康管理手当支給認定を受ける前提となる「被爆者」は、実際に被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者に限られず、被爆者健康手帳の交付申請をしたが、被爆者認定を受けて被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間に死亡した者であっても、その後、被爆者援護法1条各号の該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認された「被爆者」であれば、「被爆者」と扱って構わないということを判示したものに他ならない。

すなわち、被爆者健康手帳の交付申請をしたが、被爆者認定を受けて被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間に死亡した者についても、その後、被爆者援

護法1条各号の該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認された場合、当該「被爆者」が生存していた被爆者健康手帳交付申請日に遡って被爆者健康手帳交付の効力が認められることとなれば、当該「被爆者」は、法理論上、被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者と同様に扱われることとなる。そうであるからこそ、実際に被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者と同様、当該「被爆者」についても、健康管理手当の支給対象となる11障害を伴う疾病の発症が確認できれば、生前、健康管理手当の申請をした日の属する月の翌月から健康管理手当の支給が認められることとなるのである（被爆者援護法27条5項）。

以上のとおりであるから、2017年（平成29年）最高裁判決及びこれを踏まえて発出された本件処理基準が、被爆者健康手帳の交付申請をした者について、被爆者援護法1条各号該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であることが確認された場合、被爆者健康手帳交付申請日に遡って被爆者健康手帳交付の効力が認められることを前提としていることは、明らかである。

#### **(4) 健康管理手当支給認定の申請をせずに、被爆者健康手帳の交付申請のみして死亡した原告らについても、当然承継が認められる**

本件では、原告らは、被爆者健康手帳の交付申請と同時に健康管理手当の申請を行っていなかった。これは、原告らが被爆者健康手帳の交付申請をした当時は、本件処理基準がなく、前記(2)記載のとおり、被告広島市及び広島県は、被爆者健康手帳の交付申請と同時に健康管理手当の申請をしても、その時点では申請者が被爆者健康手帳の交付を受けていないという理由で、健康管理手当の申請を受け付けることはなかったからである。

しかし、2017年（平成29年）最高裁判決及びそれを前提とする本件処理基準の発出からも明らかなおおり、健康管理手当の申請時に被爆者健康手帳の交付を受けていなくても、被爆者健康手帳の交付申請がなされているのであ

れば、将来的に被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」である確認される可能性があるのだから、当該申請者から健康管理手当の申請があればこの申請も受け付けなければならないのであって、従前の各種手当の申請の実務の取扱いが誤っていたのである。

そして、本件では、原告ら全員が健康管理手当の支給対象となる11障害を伴う疾病を発症していることが客観的な証拠によって明らかになっている（原告ら第31準備書面別紙等）ところ、誤った実務の取扱いによって、原告らは、健康管理手当の申請をこれまで事実上することができなかつたのであるから、健康管理手当の申請をしていないという理由だけで、その後、原告らが死亡した場合に、相続人への権利の承継が一切認められなくなるということは、不条理というべきである。

そして、前述のとおり、2017年（平成29年）最高裁判決の法理論に従えば、被爆者健康手帳の交付申請しかしていない場合であっても、被爆者援護法1条各号該当性が認められ、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であることが確認された場合、被爆者健康手帳交付申請日に遡って被爆者健康手帳交付の効力が認められることになるのであるから、当該「被爆者」が生存していた間における一般疾病医療費の請求権が具体的な権利として発生する以上（被爆者援護法18条ないし20条）、これを相続人が行使しうるとは当然のことというべきであり、また、死亡した「被爆者」の葬祭を執り行った者は、葬祭料の支給請求をなしうることになるのも当然のことというべきである（被爆者援護法32条）。

### 3 小括

以上のとおりであるから、2017年（平成29年）最高裁判決とそれを受けて発出された本件処理基準のよって立つ法理論に従えば、健康管理手当の申請をせずに、被爆者健康手帳の交付申請のみして死亡した原告ら「被爆者」についても、当然承継が認められるのである。

#### 第4 上記③被爆者健康手帳交付の効力は交付を受けた日に発生するとの主張について

##### 1 被爆者健康手帳交付の効力が申請日に遡って発生する実務の取扱いは、被爆者援護法の構造・理念に適合的であること

まず、前記第2で述べたように、被爆者は被爆者健康手帳の交付を受けて初めて被爆者になるのではない。被爆者の認定は、まさに、当該被爆者が被爆した事実が存在したこと、すなわち、1945年（昭和20年）8月の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」、つまり被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあることが確認されたからこそ認められるものであって、当該「被爆者」は被爆者健康手帳が交付されたときに新たに被爆者となるわけではない。

要するに、被爆者は、1945年（昭和20年）8月に被爆した事実（身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったこと）があれば、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」なのである。そして、被爆者認定は、申請者が被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であることを確認するための制度であって、被爆者認定によって、これまで「被爆者」（被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある者）ではなかった者が、突如として被爆者となるものではない。このような意味で、「被爆者」は、1957年（昭和32年）に原爆医療法が制定され、被爆者健康手帳制度ができる以前から、紛れもなく「被爆者」であったのである。

被告らの主張は、この紛れもない事実を忘れさせる議論である。つまり、たとえ被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であっても、実際に被爆者健康手帳の交付を受けなければ被爆者ではないとすることによって、援護の対象となる者を限定しようとするものであって、到底看過できないものである。

被爆者は、1945年（昭和20年）8月に「被爆者」にならざるを得なかったものであり、被爆者健康手帳の交付は、当該「被爆者」が被爆者援護制度の対象となる者であることを公証し、当該「被爆者」が「被爆者」としての権利を行使することを簡便ならしめる手段に過ぎないのである。つまり、もともと「被爆者」であったものが、被爆者健康手帳の交付を受けることにより、被爆者援護制度を円滑に利用することができるようになるだけなのである。

そうであるからこそ、被爆者健康手帳交付の効力は、交付を受けた日ではなく、申請日を交付日とすることで、当該「被爆者」が被爆者援護制度を利用する意思を明確にした申請日に遡って発生することになるのであって、このような実務の取扱いは、上記理解を前提にしているのである。まさに、原爆医療法とそれを引き継ぐ被爆者援護法の正当な解釈に依拠するのであり、被告らが主張するような「単なる実務上の取扱い」にすぎないというレベルのものではない。むしろ、原爆医療法とそれを引き継ぐ被爆者援護法の構造・理念に適合的な実務の取扱いなのである。

## **2 被爆者健康手帳交付の効力が申請日に遡って発生する実務の取扱いは、2017年（平成27年）最高裁判決のみならず、40年以上前の国会審議において厚生省が当然のものとして是認していたこと**

前記第3で詳論したとおり、2017年（平成29年）最高裁判決は、被爆者健康手帳交付の効力が、被爆者健康手帳の交付申請日に遡ることを前提とした法理論ということができるところ、前記1項のとおり、この法理論は実務の取扱いとも合致するものである。

そして、この最高裁判決の法理論は、以下のとおり、もともと実務で行われてきた取扱いを改めて確認したものに過ぎない。すなわち、1978年（昭和53年）4月13日開催の第84回国会衆議院社会労働委委員会議録第13号（乙70）によれば、同日開催の同委員会で、その直前の同年3月30日最高裁第一小法廷判決（孫振斗判決、甲A46）を受けて、当時の原爆医療法の法

的性質や解釈について、様々な審議が行われている。その中で、森井忠良委員（広島2区選出衆議院議員、日本社会党）が、松浦十四郎政府委員（厚生省公衆衛生局長）に対し、最高裁判決を受けて孫振斗氏に対し同年4月3日に被爆者健康手帳が交付されたが、「これは数年にわたって争われているわけですが、手帳の発行それから、いままでの医療費の支払い状況等については、どうなるのですか、発行以降ですか、前にさかのぼるのですか。」と被爆者健康手帳交付の効力はいつになるのか質問したところ、松浦政府委員は、「さかのぼります。」「正確に申し上げますが、申請した時点にさかのぼるわけでございます。」と答弁し、被爆者健康手帳の交付申請時に被爆者健康手帳交付の効力が遡り、交付申請時以降の一般疾病医療費等も当然支給されることになる」と明言しているのである（乙70の16頁4段落目）。

よって、被爆者健康手帳交付の効力が申請日に遡って発生するという実務の取扱いは、40年以上前の国会審議においても、当時の厚生省が当然のものとして是認していたのであって、2017年（平成27年）最高裁判決は当然の実務の取扱いを法理論として改めて確認したものに過ぎないというべきである。

### 3 被告ら（特に厚生労働大臣）の主張は論理破綻ないし矛盾である

にもかかわらず、被告ら（特に参加行政庁である厚生労働大臣）は、この実務の取扱いは「法令に根拠を有するものではなく」、「特別被爆者制度が廃止された後に本件通達と同趣旨の通達等は発出されて」おらず、実務の取扱いを「根拠に被爆者健康手帳の交付の効力が申請日に遡ると解することもできない」などと臆面もなく主張している（上記書面13～15頁）。

被告らの主張するとおりであれば、原爆医療法の施行以後60年以上の長きにわたって被爆者健康手帳の交付の事務を担ってきた被告広島市、広島県等の自治体は違法行為を行ってきたことになるが、なぜ厚生労働省（厚生省を含む）はかくも長きにわたる違法行為に対し是正の指示（地方自治法245条の7）

及び代執行（同法245条の8）という措置もせず放置したのであろうか。また、なぜ厚生労働省は、実務の取扱いを前提とした本件処理基準を発出したのだろうか（まさに、本件処理基準に発出は、特別被爆者制度が廃止された後に本件通達と同趣旨の通達等が発出された例と評価できる。）。

以上のとおりであるから、被告らの主張が、論理破綻ないし矛盾していることは火を見るよりも明らかである。

#### 4 被告らが被爆者援護法等の規定に依拠して主張する点について

##### (1) 被告らの主張

この点、被告らは、被爆者健康手帳の交付を申請した者は、被爆者健康手帳の交付を受けたときに初めて「被爆者」になるのであり、被爆者健康手帳交付の効力は、正にその交付を受けた日に発生すると解釈すべき根拠として、

ア 被爆者援護法が、「被爆者」に対する各種手当については支給決定日ではなく申請日を各種手当の支給開始時期の基準とする旨定めているにもかかわらず、被爆者健康手帳の交付についてはこのような規定がないこと、

イ 被爆者援護法の前身である原爆医療法の附則2項の規定は、被爆者健康手帳の交付を申請した者が被爆者健康手帳の交付を受けたときに初めて「被爆者」になることを前提とした規定であること、すなわち「この法律は、昭和32年4月1日から施行されたのであるが、この法律により医療等を受けうるものは、被爆者健康手帳の交付を受けたものとなっているので、手帳交付の手続の期間等を考慮して、昭和32年6月30日までは、法第2条各号の一に該当する者は、被爆者健康手帳の交付を受けなくても被爆者とみなす措置がとられ」た（乙67）こと、

の2点を指摘する。

以下、それぞれ反論する。

##### (2) 上記アについて

被告らが上記書面15頁で指摘するように、行政庁の処分について、その効

力を申請日に遡らせるような一般的な措置は執られていない。

にもかかわらず、被爆者援護法に定める被爆者に対する各種手当については、支給決定日ではなく申請日を各種手当の支払開始時期の基準とする旨定められている（被爆者援護法24条4項、25条4項、26条4項、27条5項、28条5項）ところ、これら各種手当は、各種手当の申請者が、「被爆者」すなわち被爆者健康手帳の交付の受け得る地位にある者であることを前提として支給される、いわば従たる給付である。

そして、各種手当が従たる給付だとすれば、その大元である被爆者健康手帳の交付を受け得る地位が確認された場合に交付される被爆者健康手帳は主たる給付ということができるが、従たる給付が申請日を基準として支払開始されるのであれば、主たる給付たる被爆者健康手帳についても、当然申請日を基準として交付が認められることになることは明らかである。

よって、被爆者健康手帳の交付については規定がなくとも、各種手当の申請日を各種手当の支給開始時期の基準とする被爆者援護法の規定から、当然に被爆者健康手帳交付の効力は申請日を基準とすることが導かれるというべきであって、被告の主張は失当である。

### (3) 上記イについて

被告らが指摘する原爆医療法附則2項は、原爆医療法が施行された1957年（昭和32年）4月1日から3か月間に関する規定であるところ、この規定は、原爆医療法2条各号（被爆者援護法1条各号と同じ）に該当する者について、被爆者健康手帳の交付を受けなくても、原爆医療法により医療等を受けることができることを規定したものに過ぎない。

すなわち、原爆医療法の施行により、原爆投下から12年もの長きにわたって放置されてきた「被爆者」に援護措置がとられることになったが、被爆者健康手帳の交付申請により、「被爆者」すなわち原爆医療法2条各号該当性が認められると認定された場合でも、被爆者健康手帳の交付の事務の混雑等によっ



て、実際に被爆者健康手帳の交付を受けるまでにかなりの時間を要する事態が発生することが想定された。そこで、上記被爆者認定を受けたものが、実際に被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間、健康診断や医療の給付等の援護措置を受けられないことがないように、施行に伴う3か月限定の経過措置として規定されたのが原爆医療法附則2項であるのである。

つまり、当該規定は、被爆者健康手帳の交付申請をして、原爆医療法2条各号該当性が認められた者について、施行後3か月に限り、被爆者健康手帳の交付を受けなくても健康診断や医療の給付等の援護措置を受けることができることを例外的に定めたものなのである。

このように、当該規定は、被爆者認定をされた「被爆者」が、施行直後の事務の混雑等のため、被爆者健康手帳の交付を受けられず、手帳を所持していなくても、健康診断や医療の給付等の援護措置を受けることができることを例外的に規定したものに過ぎない。そして、この規定は、被爆者認定の効力が申請日に遡って発生すること、そして被爆者健康手帳は、その所持者が被爆者援護制度の対象となる者であることを公証し、当該「被爆者」が「被爆者」としての権利を行使することを簡便ならしめる手段に過ぎないという原告らの主張の正当性を裏付けるものといえるのである。

よって、被告らの主張は失当である。

## **5 小括**

以上のとおりであるから、被爆者健康手帳交付の効力は交付を受けた日に発生するのではなく、申請日に遡って発生するものなのである。

## **第5 上記④葬祭料に関する広島地裁2008年（平成20年）判決に対する主張について**

- 1 広島地裁2008年（平成20年）判決は、2017年（平成29年）最高判決と同旨であり、被爆者健康手帳の交付申請後に死亡した「被爆者」の葬祭**

## **を行った者に葬祭料が支給されるのは当然である**

広島地裁2008年（平成20年）判決（甲A93）は、「被爆者健康手帳の交付を申請した者が、その許否の審査がなされる前に死亡したとしても、都道府県知事のその許否に対する審査義務は消滅せず、都道府県知事は、これの審査をし、その交付申請を許可する場合は、申請日に遡って被爆者健康手帳を交付したものとし、死亡した申請者を法にいう被爆者として扱い、その葬祭を行った者に対し、葬祭料を支給しなければならないと解するのが相当である。」と判示している。

そして、前記第3で詳論したとおり、2017年（平成29年）最高裁判決は、被爆者健康手帳交付の効力が、被爆者健康手帳の交付申請日に遡ることを前提とした法理論ということができるところ、広島地裁2008年（平成20年）判決と同旨ということができるのである。

よって、被爆者健康手帳の交付申請後に死亡した場合であっても、当該申請者が被爆者援護法1条各号に該当し、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であることが認定できた場合には、死亡した申請者を「被爆者」として扱い、その葬祭を行った者に対し、葬祭料を支給しなければならないことになるのは当然のことである。

## **2 被爆者健康手帳の効力を申請時に遡及することが葬祭料の規定の趣旨にも合致する**

この点、被爆者援護法32条の葬祭料支給規定は、被告らが主張するように、「被爆者」が死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給することにより、「被爆者」の生前の精神的不安を和らげ、もってその福祉を図ることを趣旨した規定である（乙68）。

そして、前述のとおり、被爆者は、1945年（昭和20年）8月に被爆した事実（身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったこと）があれば、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」なのであつ

て、被爆者認定は、申請者が被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」であることを確認するための制度であって、被爆者認定によって、これまで「被爆者」（被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある者）ではなかった者が、突如として被爆者となるものではない。

このような「被爆者」の理解に立てば、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にある「被爆者」が、被爆者健康手帳の申請をした後に死亡した場合であっても、そのような「被爆者」の葬祭を行った者に葬祭料が支給される扱いが確保されておれば、当然、当該「被爆者」が生前に自身の葬祭についての金銭的な心配をすることが軽減されることになる。

よって、被爆者健康手帳の効力を申請時に遡及させることは、当該「被爆者」の生前の精神的不安を和らげることになるという、被爆者援護法32条の趣旨にも合致するのである。

### **3 広島高裁平成20年判決は事案との関係で傍論に過ぎず、本件とは事案を異にするものである**

なお、被告らは、広島高裁平成20年判決（乙69）を引用して、被爆者援護法1条所定の「被爆者」の地位は、被爆者健康手帳の交付を受けることによって初めて取得されるものであって、それ以前の「手帳の交付を受けることのできる地位」にあることから何らの法的効果も生じず、健康管理手当等の各種手当の支給を受けることができる権利も、同法1条所定の「被爆者」の地位を得て初めて請求し得るものであり、「手帳の交付を受けることのできる地位」に法的な意味はないなどと主張する。

しかし、広島高裁平成20年判決は、事案との関係で傍論に過ぎないというべきである。すなわち、大韓民国に居住する亡Aは平成16年11月に在韓のまま代理人を通じて被爆者健康手帳の交付申請を行い、いわゆる402号通達により平成17年1月に申請を却下されたため、却下処分の取消し等を求めて訴訟を提起していたところ、同年9月に裁判の途中で、困難を押して日本に来

て被爆者健康手帳の交付申請を行い、手帳の交付を受けていたのであって、そのような判示によって、大きな実害を受けたわけではなかった。

よって、この判示の一般論は、単なる傍論として位置付けられるに過ぎないし、そもそも本件とは事案を異にするものというべきである。

## 第6 上記⑤第一種健康診断受診者証に関する主張について

この点、確かに、第一種健康診断受診者証を有する者が、被爆者援護法上の「被爆者」に対して行われる健康診断を受けることができる法的利益は、「被爆者」固有のものであることは、被告らの指摘するとおりかもしれない。

しかし、第一種健康診断受診者証を有する者が、健康管理手当の支給対象となる11種類の疾病を有するに至った場合には、いわゆる402号通達により、被爆者援護法1条3号の被爆者と認定され、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位に立つのである。

そうだとすると、第一種健康診断受診者証の交付申請と同時に、また、その後生存中に、当該申請者が健康管理手当の支給対象となる11種類の疾病を発症していたことが確認できる場合には、いわゆる402号通達により、被爆者援護法1条3号の被爆者と認定され、被爆者健康手帳の交付を受け得る地位にあったのだから、被爆者健康手帳の交付申請の場合と同様の理由で、第一種健康診断受診者証の交付を受け得る地位自体も相続性があるものと評価すべきである。

被告らは、402号通達は実務上の取扱いを定めたものに過ぎず、被爆者援護法附則17条は、飽くまでも同法7条所定の健康診断についてのみ、第一種健康診断特例区域に在った者を「被爆者」とみなすとしているに過ぎないと主張するが、被爆者援護法附則17条と402号通達は、被爆者援護制度を規定する被爆者援護法という法体系の中で、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度について規定するものであり、表裏一体のものとして評価すべきものである。したがって、これを個々に分けて評価しようとする被告らの主張は、そ

の前提からして失当であるという他ない。

## **第7 結語**

以上のとおりであるから、被告らが、被爆者健康手帳交付申請却下処分及び第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の各取消しを求める法律上の利益は一身専属的な性質を有し、これを相続人が承継する余地がないとしたことは失当であり、根拠がない。よって、速やかに訴訟承継の申立てに基づき、死亡した原告らの相続人による承継が認められるべきである。

以上